

大阪市条例第29号

大阪市立芸術創造館条例の一部を改正する条例

大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(利用料金) 第10条 [略] [2～4 略] <u>5 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における演劇室及び音楽室の利用料金の額は、前2項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</u> <u>6 [略]</u> <u>7 市長は、第3項から前項までの承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。</u> <u>8・9 [略]</u> <u>(指定管理予定者の選定手続の特例)</u> <u>第16条 市長は、連合体（2以上の事業者を組合員とする組合又は契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、</u>	(利用料金) 第10条 [同左] [2～4 同左] [新設] <u>5 [同左]</u> <u>6 市長は、前3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。</u> <u>7・8 [同左]</u> [新設]

当該連合体（第3項において「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間の開始前又は当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第12条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）を創造館の管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。

2 前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市規則で定めるところにより、その行おうとする創造館の管理について、市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請の内容が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請をした変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体と同程度の創造館の管理を行うことができると認めるときでなければ、当該変更後の構成員による連合体を指定管理予定者として選定してはならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第17条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理

(指定管理者の指定等の公告)

第16条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者

者の指定を取り消し、又は創造館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

第18条・第19条 [略]

別表（第10条関係）

区分	利用料金
演劇室	1室1日につき <u>21,800円</u>
音楽室	1室1日につき <u>26,400円</u>
[略]	

の指定を取り消し、又は創造館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

第17条・第18条 [同左]

別表（第10条関係）

区分	利用料金
演劇室	1室1日につき <u>19,800円</u>
音楽室	1室1日につき <u>24,000円</u>
[同左]	

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第18条を第19条とし、第17条を第18条とする改正規定、第16条の改正規定及び同条を第17条とし、第15条の次に1条を加える改正規定 公布の日

(2) 次項の規定 令和9年4月1日

(準備行為)

- この条例による改正後の大阪市立芸術創造館条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第3項から第6項までの規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定及び同条第7項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 改正後の条例第10条第5項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設（改正後の条例第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金について適用し、施行日以前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日以後の施設の使用に係る申請が附則第2項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第10条第7項の規定による利用料金の額の公告の日前に行われた場合における当該施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。